

平成 2 8 年 第 4 回

各務原市議会定例会議案

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

目 次

議第 1 0 0 号	平成 2 8 年度各務原市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 1 0 1 号	平成 2 8 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）	別冊
議第 1 0 2 号	平成 2 8 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 1 0 3 号	平成 2 8 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）	別冊
議第 1 0 4 号	平成 2 8 年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 1 0 5 号	各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について	1 頁
議第 1 0 6 号	各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期 付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 1 0 7 号	各務原市公告式条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議第 1 0 8 号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	1 9 頁
議第 1 0 9 号	各務原市出張所設置条例の一部を改正する条例について	2 1 頁
議第 1 1 0 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	2 3 頁
議第 1 1 1 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例について	2 5 頁
議第 1 1 2 号	各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準を定める条例及び各務原市指定地域密着型介 護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に ついて	2 9 頁
議第 1 1 3 号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例につい て	3 1 頁
議第 1 1 4 号	各務原市子ども館条例及び各務原市保健センター設置条例の 一部を改正する条例について	3 6 頁
議第 1 1 5 号	各務原市消防団条例の一部を改正する条例について	3 8 頁
議第 1 1 6 号	各務原市体育施設条例の一部を改正する条例について	4 1 頁

議第 1 1 7 号	各務原市ホッケー場条例の一部を改正する条例について	4 3 頁
議第 1 1 8 号	各務原市指定金融機関の指定について	4 5 頁
議第 1 1 9 号	製造請負契約の締結について（かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル展示製作業務委託）	4 6 頁
議第 1 2 0 号	工事委託契約の変更について（平成 2 8 年度木曾川小網樋管改築工事）	4 7 頁
議第 1 2 1 号	財産の取得の変更について（地方自治体情報セキュリティ強化対策事業機器）	4 8 頁
議第 1 2 2 号	市道路線の認定について（市道稲 9 4 0 号線ほか 2 路線）	4 9 頁
議第 1 2 3 号	各務原市教育委員会委員の任命について	5 3 頁
議第 1 2 4 号	市役所の耐震補強か建て替えかを選択する住民投票条例について	5 5 頁

議第105号

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和38年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第106号

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

職員の給料の額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第15項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
再任用 職員以 外の職 員	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800

41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		

85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
94		294,000	341,800						
95		294,400	342,300						
96		294,800	342,700						
97		295,000	342,800						
98		295,300	343,300						
99		295,700	343,700						
100		296,100	344,000						
101		296,300	344,300						
102		296,600	344,700						
103		297,000	345,100						
104		297,300	345,500						
105		297,500	346,000						
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第24条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
再任用 職員以 外の職 員	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800

41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	

85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	
125		268,200	305,100	
126		268,500	305,400	
127		268,800	305,700	
128		269,100	305,900	

	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用 職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

第2条 各務原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「特定管理職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第13条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に、「生じた場合において」を「生じた場合における」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で、同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職

員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある特定管理職員が特定管理職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で特定管理職員以外のものが特定管理職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第22条第2項中「行政職給料表(1)の適用を受ける職員で、その職務の級が8級であるもの(以下「特定管理職員」という。)」を「特定管理職員」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第15項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

(各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

別表第1中

371,000
419,000

を

372,000
420,000

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

一般任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	214,400
2	254,400
3	273,800
4	288,900
5	314,300

第4条 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の各務原市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 第1条改正後給与条例第23条第2項及び附則第15項の規定並びに新任期付職員条例第9条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第3条 第1条改正後給与条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の各務原市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び支給される給与（各務原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第5号。以下「平成27年改正条例」という。）

附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給料及び支給される給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び支給される給与は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を含む。)又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第4条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の各務原市職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第13条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第12条第3項並びに第13条第1項及び第3項の規定の適用については、第2条改正後給与条例第12条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(特定管理職員にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第2条改正後給与条例第13条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った

場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第13条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第12条第3項及び第13条第3項の規定の適用については、第2条改正後給与条例第12条第3項中「6,500円(特定管理職員にあつては、3,500円)」とあるのは「6,500円」と、第2条改正後給与条例第13条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第107号

各務原市公告式条例の一部を改正する条例について

各務原市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

条例等を公布する掲示場を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市公告式条例の一部を改正する条例

各務原市公告式条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例又は規則の公布は、各務原市役所前掲示場に掲示して行う。

第2条に次の1項を加える。

3 前項の公布を行ったときは、その写しを各務原市出張所設置条例（昭和61年条例第2号）第2条に規定する出張所前の掲示場に掲示するものとする。

第4条中「同条中」を「同条第1項中」に改める。

第5条中「市長その他市の機関」を「第2条第2項及び第3項の規定は、市長その他市の機関」に、「は、第2条第2項に定める掲示場に掲示するものとする」を「並びに市長その他市の機関が発する告示及び公告に準用する」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議第108号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第5条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第5条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第15条第2項から第4項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、附則第15条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第5条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 改正後の附則第15条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第109号

各務原市出張所設置条例の一部を改正する条例について

各務原市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

鵜沼市民サービスセンターの位置を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市出張所設置条例の一部を改正する条例

各務原市出張所設置条例（昭和61年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

各務原市鵜沼羽場町2丁目150番地1

」を
「

各務原市鵜沼羽場町2丁目53番地

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月21日から施行する。

議第110号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第19条第1項第1号中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第1項及び第19条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る保険料について適用する。

議第 1 1 1 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中

地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を削り、同表2の項
--	-----------

中

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	、「特別児童扶養手当等の支給に関する
---	--------------------

法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は」、「（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）」及

び

介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を削り、同表3の項中「障害者関係情報」
---	---------------------

を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」に、「地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する

法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を削り、同表4の項中「介護保険給付等関

」

係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、同表5の項中「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同表7の項中

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表11の項中「特別児童扶養手当

」

等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、同表13

「

の項中

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表16の項中

」

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を削り、「障害者自立支援給付関係情報」を

」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」に改め、同表18の項中「特別児童扶養手当等関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）」に改め、

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--

を削る。

」

附 則

この条例は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第 1 1 2 号

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定地域密着型サービス等の事業の運営に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「3月」を「4月」に改める。

第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条中「2月」を「4月」に改める。

(各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第65条及び第86条中「2月」を「4月」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 1 1 3 号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

放課後児童健全育成事業の実施に関し、必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき市が行う放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 事業は、小学校、保育所等の公的施設その他地域の実情に合わせ市長が適当と認める施設を活用して実施する。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内の小学校に就学している児童のうち、その保護者が就労、就学、疾病等の理由により昼間家庭にいない児童その他の規則で定める児童とする。

(実施時間)

第4条 事業の実施時間は、授業の終了後から午後5時までとする。ただし、市立小学校の休業日（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する休業日をいう。以下「学校休業日」という。）にあつては、午前7時30分から午後5時までとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の実施時間を午後7時まで延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めたときは、第1項の実施時間を短縮し、又は延長することができる。

(休業日)

第5条 事業の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

2 市長は、特に必要と認めたときは、事業の休業日を変更し、又は臨時に定めることができる。

(利用の申請及び許可)

第6条 事業の利用を希望する児童の保護者は、市長に利用の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、利用の許可（以下「利用許可」という。）又は不許可を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、当該保護者に通知するものとする。
（利用の制限）

第7条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用を制限することができる。

（1）学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により出席を停止されているとき。

（2）心身が虚弱である、著しく心身に障がいがある等集団での生活に耐えないと認められるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、事業の管理運営上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

（1）第3条に規定する児童に該当しなくなったとき。

（2）偽りその他不正な手段により利用許可を受けたことが明らかになったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、事業の管理運営上支障があると認められるとき。

（利用料等）

第9条 市長は、事業に必要な費用に充てるため、事業を利用する児童の保護者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により利用料を徴収するものとする。

2 事業を利用する児童の保護者は、毎月末日（12月に事業を利用する場合にあっては同月25日、12月から翌年1月までの学校休業日の期間に限り事業を利用する場合にあっては同月末日）までに利用料を納入しなければならない。ただし、この日が日曜日、土曜日又は休日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、その日後の直近の休日等でない日とする。

3 第4条第1項に規定する実施時間に係る利用料の額は、児童1人につき月額4,000円（7月にあっては6,000円、8月にあっては8,000円）とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

（1）学校休業日の期間に限り事業を利用する場合 次のアからウまでに掲げる期間に応じ、児童1人につきそれぞれアからウまでに定める額

ア 4月、12月から翌年の1月まで又は3月 それぞれの期間につき2,000円

イ 7月 月額4,000円

ウ 8月 月額8,000円

(2) 7月の学校休業日以外の期間に限り事業を利用する場合 児童1人につき月額4,000円

4 第4条第2項の規定により延長する実施時間に係る利用料の額は、児童1人につき、1日における延長する時間が1時間以内の場合は月額2,000円(12月から翌年1月までの学校休業日の期間に限り事業を利用する場合は、当該期間につき2,000円)とし、1時間を超え2時間以内の場合は月額3,000円(12月から翌年1月までの学校休業日の期間に限り事業を利用する場合は、当該期間につき3,000円)とする。

5 前2項に規定する利用料のほか、事業を利用する児童の保護者は、当該児童を被保険者として加入する傷害保険等に係る保険料を負担しなければならない。

(利用料の減免)

第10条 市長は、事業を利用する児童の保護者の申請により、当該児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項及び第4項に規定する利用料を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている世帯

(2) 各務原市準保護世帯福祉医療費助成に関する条例(昭和53年条例第10号)第6条第1項に規定する登録台帳に登載されている世帯

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があると認める世帯

2 市長は、事業を利用する児童の保護者の申請により、当該児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当し、かつ、前年度分の市町村民税が非課税の世帯(婚姻歴のない母又は父が寡婦(寡夫)控除の適用を受ける者とみなした場合に市町村民税が非課税となる世帯を含む。)であると認めるときは、前条第3項及び第4項に規定する利用料をそれぞれ2分の1に減額することができる。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子の世帯

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子の世帯

帯

- 3 前項の市町村民税を算定するに当たって、当該世帯に地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定による市町村民税の減額があった場合には、その額を市町村民税の額から控除して得た額を当該市町村民税の額とする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（各務原市学童保育室条例の廃止）

- 2 各務原市学童保育室条例（昭和53年条例第28号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前の各務原市学童保育室条例第11条の規定により保護者が納入すべき学童保育料及び延長保育料については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議第 1 1 4 号

各務原市子ども館条例及び各務原市保健センター設置条例の一部を改正する条例について

各務原市子ども館条例及び各務原市保健センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

うぬま子ども館及び東保健相談センターを設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市子ども館条例及び各務原市保健センター設置条例の一部を改正する条例

(各務原市子ども館条例の一部改正)

第1条 各務原市子ども館条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

うぬま東子ども館	各務原市鵜沼東町6丁目66番地1	を
うぬま子ども館	各務原市鵜沼羽場町2丁目53番地	に改める。

(各務原市保健センター設置条例の一部改正)

第2条 各務原市保健センター設置条例（平成18年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

各務原市東ライフデザイン保健相談センター	各務原市鵜沼朝日町3丁目163番地2	を
各務原市東保健相談センター	各務原市鵜沼羽場町2丁目53番地	に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年3月21日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

議第 1 1 5 号

各務原市消防団条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

消防団に機能別団員制度を導入するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団条例の一部を改正する条例

各務原市消防団条例（昭和38年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（設置、名称及び区域）」に改め、同条第2項中「、区域及び定員は、次のとおりとする」を「は、各務原市消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は、市全域とする」に改め、同項の表を削り、同条の次に次の1条を加える。

（定員）

第2条の2 団員の定員は、760人以内とし、次の各号に掲げる団員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）次号に掲げる団員以外の団員（以下「一般団員」という。） 730人以内

（2）従事すべき職務の範囲を限定して任用される団員（以下「機能別団員」という。）
30人以内

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「令」という。）第4条第1項第1号の条例で定める定員は、前項の団員の定員とする。

3 令第4条第3項の条例で定める定員は、一般団員の定員とする。

第3条第1号中「又は在勤する」を「在勤し、又は在学する」に改める。

第5条第3号中「消防団員」を「団員」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 第7条第2項、第9条及び第10条の規定は、機能別団員には、適用しない。

別表中 「

団員		36,500円
----	--	---------

」を
「

団員	一般団員	36,500円
	機能別団員	8,000円

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（各務原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

2 各務原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例

第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5年以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する消防団員については、この限りでない。

- (1) 勤務年数が5年未満である者
- (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性、消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者

第4条の2中「非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である」を「前条の規定にかかわらず、非常勤消防団員が次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。
- (2) 第2条第2号に該当する者として勤務したとき。

議第 1 1 6 号

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例について

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

総合運動公園のキャンプ場等の使用料を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市体育施設条例の一部を改正する条例

各務原市体育施設条例（平成元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育キャンプ場は、午前12時から翌日の午前12時まで」を「キャンプ場は、終日」に改める。

別表第6中

「

教育キャンプ場			無料
---------	--	--	----

を

「

キャンプ場	大区画	市内	昼間	1区画3時間	600円
			夜間	1区画12時間	2,400円
		市外	昼間	1区画3時間	1,200円
			夜間	1区画12時間	4,800円
	中区画	市内	昼間	1区画3時間	400円
			夜間	1区画12時間	1,600円
		市外	昼間	1区画3時間	800円
			夜間	1区画12時間	3,200円
	小区画	市内	昼間	1区画3時間	200円
			夜間	1区画12時間	800円
		市外	昼間	1区画3時間	400円
			夜間	1区画12時間	1,600円
芝生広場	専用使用	市内	午前	1区画	500円
			午後	1区画	600円
	市外	午前	1区画	1,000円	
		午後	1区画	1,200円	
個人使用				無料	

に

改め、同表備考第4号に次のただし書を加え、同号を同表備考第5号とする。

ただし、キャンプ場及び芝生広場については、この限りでない。

別表第6備考中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 この表において、「昼間」とは午前7時から午後7時までをいい、「夜間」とは午後7時から翌日の午前7時までをいう。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 1 1 7 号

各務原市ホッケー場条例の一部を改正する条例について

各務原市ホッケー場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

6 人制コートの使用料を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市ホッケー場条例の一部を改正する条例

各務原市ホッケー場条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		使用単位	使用料
11人制コート	一般・大学生	1面1時間	3,200円
	高校生以下	1面1時間	1,600円
6人制コート	一般・大学生	1面1時間	1,200円
	高校生以下	1面1時間	600円

備考

- 1 使用単位に満たない使用時間は、使用単位まで繰り上げる。
- 2 練習に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 3 一般・大学生及び高校生以下の区分が重複する場合は、使用料の額の高い区分を適用する。
- 4 夜間照明を使用する場合の使用料の額は、11人制コートの場合は1面1時間につき1,500円を、6人制コートの場合は1面1時間につき600円を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表の規定により使用の許可を受けているものは、改正後の別表の11人制コートに係る使用の許可を受けたものとみなす。

議第 1 1 8 号

各務原市指定金融機関の指定について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項の規定により、平成 2 9 年 4 月 1 日から各務原市指定金融機関に次の金融機関を指定する。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

株式会社十六銀行

議第119号

製造請負契約の締結について

次のとおり製造請負契約を締結するものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野健司

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル展示製作業務委託 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1,058,400,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区港南1丁目2番70号
株式会社丹青社
代表取締役 青田嘉光 |

議第120号

工事委託契約の変更について

平成28年度木曾川小網樋管改築工事の委託契約（平成28年3月23日各務原市議会議決）中「310,177,765円」を「272,085,124円」に変更するものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第121号

財産の取得の変更について

地方自治体情報セキュリティ強化対策事業機器に係る財産の取得（平成28年6月24日各務原市議会議決）中「46,008,000円」を「43,317,396円」に変更するものとする。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第 1 2 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

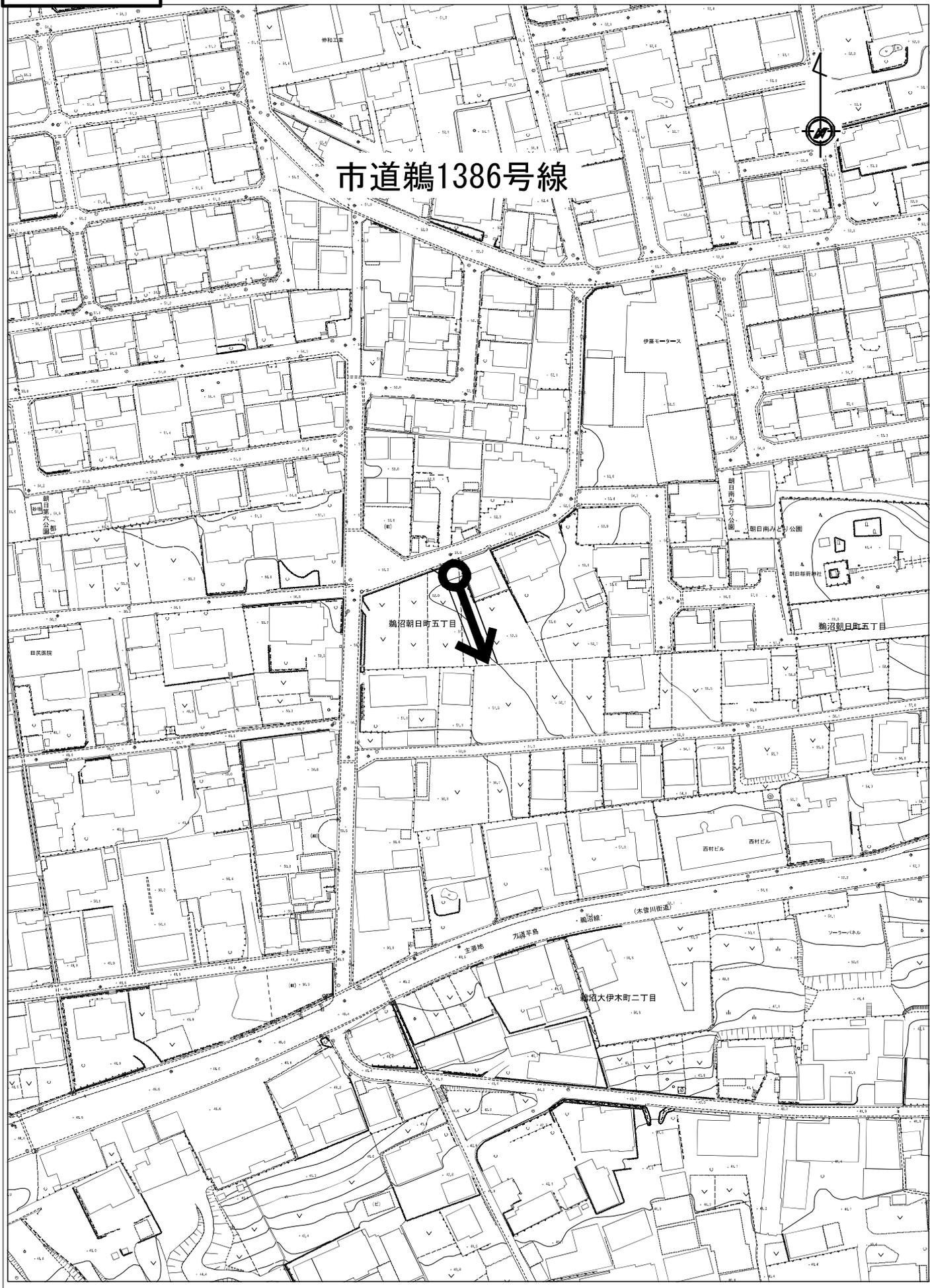
平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

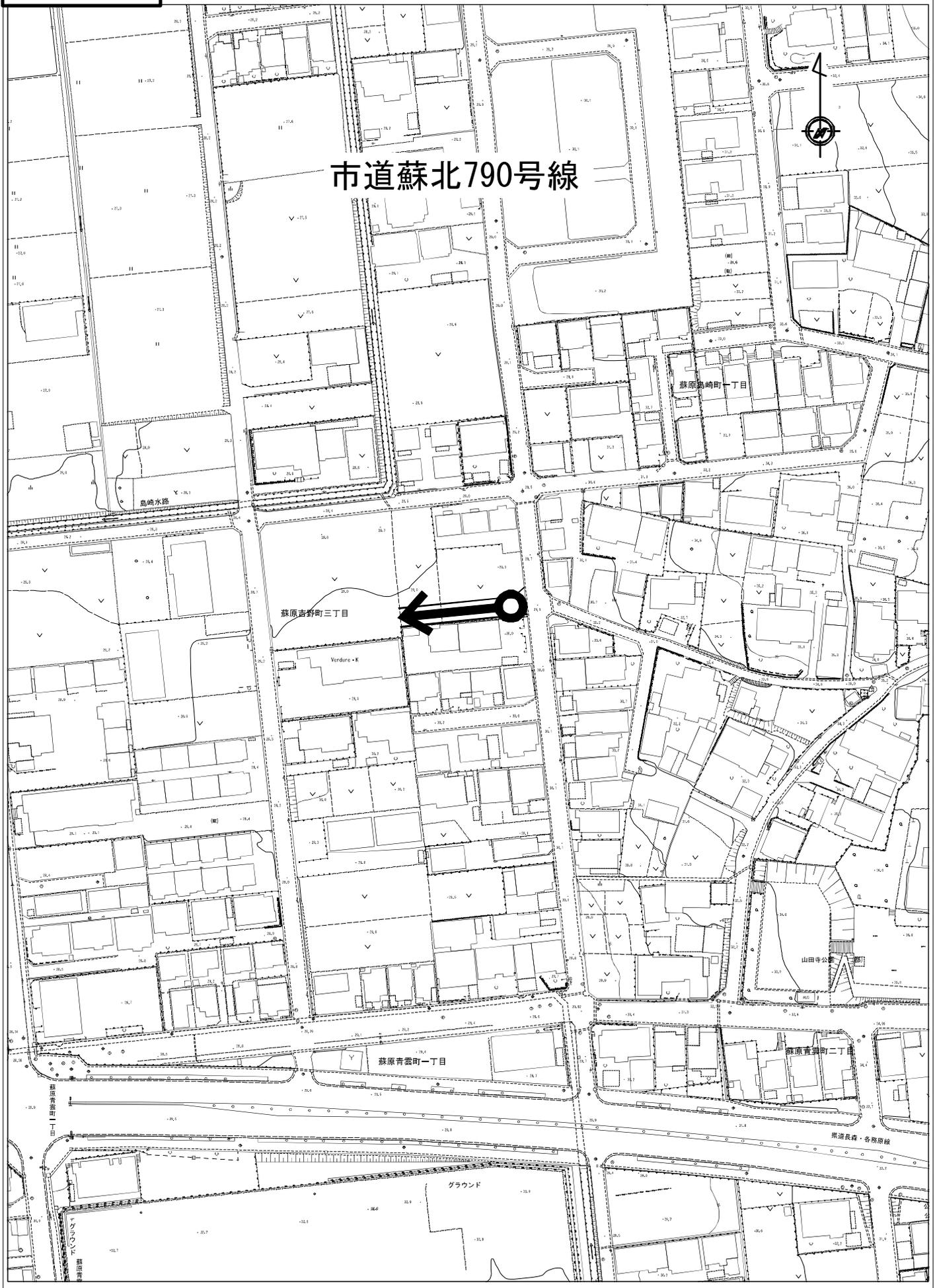
各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 稲 9 4 0 号線	各務原市上戸町 2 丁目 4 3 番 2	地先から
	各務原市上戸町 2 丁目 4 3 番 4	地先まで
市道 鵜 1 3 8 6 号線	各務原市鵜沼朝日町 5 丁目 3 3 0 番 2	地先から
	各務原市鵜沼朝日町 5 丁目 3 3 0 番 1	地先まで
市道 蘇北 7 9 0 号線	各務原市蘇原吉野町 3 丁目 1 3 5 番 3	地先から
	各務原市蘇原吉野町 3 丁目 1 3 5 番 2	地先まで





市道蘇北790号線

蘇原青雲町三丁目



蘇原青雲町一丁目

山田寺公

蘇原青雲町一丁目

東道長森・各務原線

グラウンド

議第123号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市那加野畑町※※※※※※※※

氏 名 青木文子

生年月日 昭和47年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員橋本康代氏の任期が12月18日に満了するため、その後任に青木文子氏を任命しようとする。

議第124号

市役所の耐震補強か建て替えかを選択する住民投票条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により、市役所の耐震補強か建て替えかを選択する住民投票条例の制定について、次のとおり意見を付けて付議する。

平成28年11月30日提出

各務原市長 浅野健司

市役所の耐震補強か建て替えかを選択する住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、市議会で可決された市役所建て替え計画に関して、耐震補強か建て替えかを市民が選択する住民投票を行い市民の意思を明らかにし、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

- (1) 住民投票に付する事項は、市役所の耐震補強か建て替えかを選択することに関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。
- (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、各務原市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任する。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という)は、平成29年執行予定の各務原市議会議員選挙の投票日とする。

2 市長は、投票日の少なくとも7日前までに投票日の告示をしなければならない。

(投票の資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者。
- (2) 前条第2項の規定による告示の前日において、その者に係る本市の住民票が策定された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記載されているもの(投票日(期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。)まで引き続き本市に住所を有していないものを除く。)

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という)は市役所の耐震補強に賛成するときは投票用紙の耐震補強欄に○を建て替えに賛成するときは投票用紙の建て替え欄に○を記載して、投票箱に入れ

なければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申立て代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは、不当に干渉されるものであってはならない、

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

意 見 書

地方自治法第74条第1項の規定により、「市役所の耐震補強か建て替えかを選択する住民投票条例」の制定の請求がありましたので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を申し上げます。

最初に、新庁舎建設の必要性について申し上げます。

本庁舎は、昭和48年3月に竣工した旧耐震基準による建物です。平成25年度に耐震診断を実施した結果、全ての階で耐震性能が不足し、特に1階は建物の耐震性能を示す構造耐震指標値（ I_s 値）が最も低い0.28であり、大規模地震で倒壊又は崩壊の危険性が高いことが判明いたしました。耐震改修促進法では、 I_s 値0.6以下の建物については耐震補強の必要性があると判断されます。

本庁舎は、市の公共施設の中でも市民サービスの拠点であるとともに、防災拠点となる大変重要な役割を担う建物です。平成7年の阪神淡路大震災、平成23年の東日本大震災など過去の大震災を教訓として、どのような大地震が発生しようとも、市役所は最後まで市民の皆様の安全・安心をしっかりと守るために建ち残っていなければならない。

そのため、防災拠点である本庁舎の耐震化は、喫緊の重要課題としてスピード感を持って取り組む必要があると強く認識しており、これまでに優先的に進めてまいりました子供たちが通う小学校や中学校、避難所に指定されている公共施設の耐震化の完了の目途が立ったことから、平成26年度に本庁舎の耐震化の整備方針について検討を開始いたしました。

専門的・技術的な検証、また市民の視点による検討を行うため、地震工学、都市計画、建築構造の各専門家、市内団体等の代表者、そして公募による市民、市職員の合計12名から構成される「本庁舎耐震化基本構想策定委員会」を設置し、策定委員会において検討いただきました答申に基づき、本庁舎の耐震化の整備方針を「建替え」とする「各務原市本庁舎耐震化基本構想」（基本構想）を平成27年3月に策定したものです。

基本構想の策定に当たりましては、まず、防災拠点である本庁舎の耐震化は必要であることと、本庁舎に求められる耐震性能は、国の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準拠し、防災拠点に求められる I_s 値0.9以上を確保することを前提と

し、「耐震補強（I s 値0.9を満たすブレース補強）」「免震補強」「建替え」「本庁舎耐震補強（I s 値0.6を満たすブレース補強）及び防災拠点庁舎新築」の各整備方法について比較・検討いたしました。

また、耐震補強及び免震補強の検討においては、補強後も本庁舎を当分の期間、継続して使用する必要があるために、老朽化した現庁舎の屋内外や設備等の大規模な改修又は更新、バリアフリー化などを補強工事と合わせて実施することや、それぞれの耐震化の整備方法によって、現庁舎が抱える様々な課題や問題点をどの程度解決できるかの評価についても考慮いたしました。

概算事業費につきましては、基本構想策定の検討時点という算出条件が限られた中でも、市民の皆様に分かりやすく丁寧に説明するため、できる限り細かく算出するように努めました。ライフサイクルコストの検討では、本庁舎のコンクリートの設計基準強度及び平成25年度に実施したコンクリートの劣化度調査の結果に基づき、日本建築学会の建築工事標準仕様書（J A S S 5）を公的な判断基準として、本庁舎の耐用年数を65年と推測しております。

「耐震補強」や「本庁舎耐震補強及び防災拠点庁舎新築」では、本庁舎の耐震性能を確保するために、補強ブレースや耐震壁などの構造物を本庁舎の内部にも多数設置する必要があり、本庁舎内が狭あいとなるなど庁舎機能を著しく損なうこととなります。また、居ながらの補強工事はできず、仮設庁舎への移転が必要となるため、その間の市民サービス、行政効率の低下が想定されます。さらに、本庁舎の耐用年数を想定すると、約20年後には改めて建替えの検討が必要となり、長いスパンを考えますと、耐震補強と新庁舎建設という二重投資の懸念があります。

「免震補強」では、補強による庁舎機能への影響は、耐震補強よりは少なくても済みますが、多額の事業費がかかり、施工期間が長くなります。また、耐震補強同様、約20年後には、改めて建替えの検討が必要となり、二重投資の懸念があります。

これらに対し「建替え」では、一時的には多額の事業費はかかりますが、耐震性能を確保できるほか、市民の利便性や庁舎の機能性の向上が図られ、行政サービスの一層の充実を図ることができます。

このように、耐震化の各整備方法の内容、耐震補強等に伴う既存設備の改修等の必要性、現庁舎が抱える様々な課題や問題点について比較・検討を行うとともに、将来世代に過大な負担を残さないことを考慮し、概算事業費やライフサイクルコストについても慎重に比較・検討を行った結果、本庁舎の耐震化は「建替え」による整備と決

定いたしました。

このような決定に至る基本構想を策定する過程で、平成26年第3回市議会定例会において「本庁舎耐震化等特別委員会」が設置され、本庁舎耐震化に関する検討資料や検討経過の状況をご報告し、半年の間に7回にわたり精力的かつ慎重に協議を重ねていただきました。本会議の一般質問におきましても、市の考え方を真摯かつ丁寧に答弁してまいりました。

そして、平成27年第1回市議会定例会において、本庁舎の耐震化は建替えによる整備を基本とする「本庁舎耐震化基本計画策定に向けての要望決議」が可決され、さらに本庁舎耐震化の方針を建替えと決定した基本構想の策定を受けて、建設に係る諸事項を調査・検討する「新庁舎建設特別委員会」が設置されるなど、市民の代表である市議会としての意思を明確にお示しいただいたところであります。

新庁舎建設特別委員会では、これまで16回の会議の開催や先進地への視察が行われるなど、市議会におかれましては、平成25年12月に総務常任委員協議会に「本庁舎耐震診断・補強計画（案）及び耐震改修基礎調査」について中間報告をさせていただいて以降、今日に至るまで、多くの時間をかけて慎重にご審議いただいているところであります。

また、市民の皆様に対しましては、ウェブサイト、広報紙、イベントや総合防災訓練等におけるパネル展示、本庁舎耐震化基本構想策定委員会の公開開催、基本構想の素案段階における市内4地区別の市民向け説明会やパブリックコメント（意見募集）の実施などを行い、さらに基本構想策定後も、「新庁舎建設かわら版」の回覧、タウンワークショップの開催、新庁舎とまちづくりをテーマとした防災講演会の開催など、建替えによる新庁舎建設に向けた取組状況を随時、情報提供し、積極的に対話に努めてまいりました。

障がい者の方々の新庁舎ユニバーサルデザイン意見交換会では、参加者から「今の庁舎は、私たち障がい者には非常に使い勝手が悪い。防災も重要であるが、誰にとっても使いやすい庁舎でなければならない」などの大変貴重なご意見を多く頂戴しているところでもあります。

このように、本庁舎の建替えにつきましては、本庁舎耐震化基本構想策定委員会、市議会、そして市民の皆様のご意見等を十分に踏まえながら、時間をかけて真摯かつ丁寧に取り組んでまいり、決定したものであります。

次に、住民投票条例制定請求についての意見を申し上げます。

基本構想の策定におきましては、市民の皆様に対しまして、地区別の市民向け説明会やパブリックコメントなどをはじめ、情報提供や対話に積極的に努めてまいりましたので、住民投票条例制定請求の要旨にある「市民との対話や意見の違いをくみ上げる議論を深めないまま建て替えを結論づけ、強行しようとしています」ということは全くございません。

また、「建て替えの根拠はJASS5・1997版・2009版を基準とするコンクリート寿命65年説です」とありますが、建替えの根拠は、耐震診断の結果を受けて、耐震化の各整備方法の内容などを多角的に丁寧に検討した結果であり、コンクリート寿命のみをもって決定したものではないことは、ただ今、述べたとおりです。

なお、コンクリート寿命について、「JASS5・2015版によれば100年以上はもつと記載されています」とありますが、これは誤った認識です。100年の計画供用期間があるとされているものは、コンクリートの設計基準強度が 30N/mm^2 のものであり、設計基準強度が 21N/mm^2 である本庁舎の計画供用期間はJASS5・2015年版によっても30年から65年の間となります。

さらに、「耐震補強なら費用は約20億円、工期も短いとされています」とありますが、これについても主張する根拠が不明です。防災拠点である本庁舎は、耐震化に当たっては、最高水準の耐震性能としてI_s値0.9以上を確保する必要があります。耐震補強をする場合は、合わせて庁舎の屋内外や設備の改修等を実施することにより、想定事業費は約48億円と見込まれます。

期間については、耐震化の整備方針の検討や事業の決定、補強工法などをまとめる耐震補強計画の策定、補強計画の妥当性を評価する第三者機関の評定取得、内部改修などの基本設計、補強計画に基づく実施設計、さらに補強工事には新庁舎の建設と同じような工事期間がかかることが考えられます。本庁舎の耐震化のような大規模事業は、決定に至る検討期間も要することから、1年や2年で簡単に事業を決定し、かつ完了できるものではありません。

仮に、本庁舎の耐震化を最低限のI_s値0.6の耐震補強のみでよいとするならば、防災拠点である本庁舎の耐震化の必要性や大地震後の市民の皆様への安全・安心を守ることに対して全く理解がないうえに、補強後必要となる設備改修等の費用を全く考慮しないなど、無責任な考え方であると言わざるを得ません。

なお、平成28年4月に実施した新庁舎建設基本計画（案）のパブリックコメント

では、意見募集期間中に発生した熊本地震を受け、早期の新庁舎建設を望む市民の皆様の貴重なご意見を多く頂戴しております。

次に、新庁舎建設事業の財源は、「庁舎等整備基金」を基本としており、決算上の剰余金を活用するなどし、積み立ててまいりました。今後も決算上の剰余金などを確実に積み立てることにより、一般財源の負担軽減に努めてまいりますので、福祉や教育などの市民サービスに影響が及ぶことはありません。

市の行財政運営は、不断の行財政改革の中で、選択と集中の考えのもと、健全財政の堅持に向けた取組を着実に推進することが必要であると考えております。ご指摘の廃止とした事業は、いずれも費用対効果、民間との役割分担などを総合的かつ適切に判断した結果です。

結論を申し上げます。

本条例は、第1条において「耐震補強か建て替えかを市民が選択する住民投票を行い市民の意思を明らかにし、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」としています。しかし、これは、住民投票をしない限り、市民の意思は明らかではなく、また市政は民主的ではなく健全な運営を図っていないこととなり、議会制民主主義に則った本事業の取組の実態と明らかに矛盾する主張です。

私は、全ての住民投票を否定するものでも、制度としての住民投票を否定するものでもありません。住民投票は、議会と首長による代表民主制を基本とする地方自治にあって、これを補完するものとして、住民の意見を直接問う必要があると認められる場合に行われるものであります。

本庁舎耐震化の整備方針の検討につきましては、本庁舎耐震化基本構想策定委員会、市議会、そして市民の皆様のご意見等を十分にお聴きしながら、専門的・技術的な検証や必要な議論を重ねたうえで、慎重に比較・検討を行った結果、「建替え」による整備と決定いたしました。

従いまして、住民投票の結果のみをもって判断する本条例を制定して、住民投票を実施する必要はないと考えます。

東日本大震災、今年4月の熊本地震、10月の鳥取県中部を震源とする地震では、防災拠点となる庁舎が使用不能となった自治体があり、そうした自治体では、災害対策本部を屋外や別施設に設置したり、市民サービスを分散して継続しなければならな

いなど、市民生活に大きな影響が生じました。また、迅速な復興を妨げる一因ともなりかねません。

このような状況を見ますと、どのような大地震が発生しようとも、その後の復興や市民生活の継続を図るため、市役所は最後まで市民の皆様の安全・安心をしっかりと守るために建ち残っていなければならない、ということを改めて強く感じたところです。

以上が住民投票条例制定請求に関する私の意見であります。新庁舎建設という各務原市にとりまして重要な事業を、地方自治制度の根幹をなす議会制民主主義のもとで、これまでどおり市民の負託を受けられた議員の皆様のご意見を賜り、市民の皆様にもこれまで同様、情報提供、対話の場を積極的に設けて、真摯かつ丁寧な説明に努め、ご理解を得ながら進めてまいります。

平成28年11月30日

各務原市長 浅野 健 司

